

令和7年度

# 包括外部監査結果報告書

「和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び  
県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について」

概要版

令和8年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 谷口信介

# 1. 包括外部監査の概要

## 1.1 選定した特定の事件（テーマ）

和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について

## 1.2 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地方自治体において、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるなど、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

これを受けて和歌山県においても、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって長寿命化の取組などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図りながら県民が必要とする行政サービスの維持・向上や安全性の確保を図っていくため、平成29年3月に「和歌山県公共施設等総合管理計画」を定めた。同計画は平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とし、施設の必要性・重要性と経費負担の側面から、将来にわたる施設の在り方を検討・検証し、令和2年度末までに長寿命化対策等を含む個別施設計画を策定した。

同計画および新中期行財政経営プラン（令和4年3月）によると、和歌山県が所有する公共施設等（インフラ施設除く）は、令和2年度末において建物数で3,314棟、建物延床面積では約178万㎡と膨大な量となっており、近い将来、大規模修繕や更新による多額の財政需要が見込まれている。当初の施設建設時から取り巻く社会環境や行政ニーズの変化が想定される中、これらの施設の「あり方」を検討した上で、必要とされた施設については計画的に維持管理、大規模修繕、更新等を実施していく必要がある。

このように、「和歌山県公共施設等総合管理計画」に基づく取組が県財政に与えるインパクトは極めて大きく、計画の取組状況および県有施設の維持管理における財務事務の執行について、有効性、効率性及び経済性等の観点で監査を行うことは有意義なものであり、令和7年度の包括外部監査のテーマとして選定することが相当であると判断した。

## 2. 監査の結果

### 1. 指摘・意見の概要について

< 公共施設全般的事項（和歌山県公共施設総合管理計画の取り組み状況について） >

監査分野	指摘意見の概要
公共施設等の現況と将来の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等に充当可能な財源の見込み</li> <li>大規模改修等・更新費用の試算における「更新時単価」の見直し</li> <li>部分更新の積み残し分の解消</li> </ul>
総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標の検討</li> <li>定期的な施設アセスメントの実施</li> <li>施設所管課へのサポート体制の構築</li> <li>改修工事等についての優先度評価</li> <li>固定資産台帳の活用</li> <li>P D C Aサイクルの推進方針</li> <li>部局横断的な会議体における進捗状況の把握</li> </ul>
施設類型ごとの管理に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の点検診断にかかるマニュアルの作成</li> </ul>
全庁的な推進体制及び情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産活用統括部門（管財課）の体制整備</li> </ul>

< 和歌山県立体育館・和歌山県立武道館 >

監査分野	指摘意見の概要
施設の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直し</li> <li>利用実態を的確に反映した稼働率等の把握</li> <li>施設老朽化と人口減少を踏まえた施設の在り方</li> </ul>
県総合管理計画に基づく取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設所管課における施設アセスメント結果の取り扱い</li> <li>個別施設計画に基づく更新・修繕の対応</li> <li>施設カルテの定期的な更新</li> </ul>
施設の KPI 設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBPM に基づく政策立案に向けた KPI の設定</li> </ul>
施設の財務事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料減免対象者にかかる証明書類の確認</li> </ul>

< 和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館 >

監査分野	指摘意見の概要
施設の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の集約化・効率化</li> <li>施設ごとの運営コスト把握に向けた体制整備</li> <li>施設の設置目的および運営コスト等を踏まえた料金体系の検討</li> <li>無料対象者の再検討および無料入館日の頻度等の適正化</li> </ul>
県総合管理計画に基づく取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設カルテにおける記載内容の適正化</li> <li>個別施設計画に基づく更新・修繕の対応</li> <li>中長期的な視点での保全・修繕工事の実施</li> <li>保全・修繕工事の予算要求・査定における技術的専門家の関与</li> <li>民間活力の活用（PPP・PFI 等）の検討</li> </ul>
施設の KPI 設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>EBPM に基づく政策立案に向けた KPI の設定</li> </ul>

施設の財務事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 固定資産台帳登録内容の精緻化</li><li>・ 全備品を対象とした現物確認の実施</li><li>・ 収蔵品データベースを活用した収蔵品管理業務の実施</li><li>・ 現金日計表の作成</li><li>・ 収入情報の一元管理</li><li>・ 歳入業務における突合等の証跡の記録</li><li>・ 改修工事等における競争性の確保</li></ul>
---------	---

## 2 主な指摘・意見

指摘・意見の区分	監査分野	指摘・意見の内容
指摘①	公共施設等の現況と将来の見通し	<p>&lt;公共施設等に充当可能な財源の見込み&gt;</p> <p>公共施設の適正規模の検討を行っていく上で、公共施設等に充当可能な財源をどれくらい確保できるのかといった情報は不可欠である。総務省指針においても、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、総合管理計画に記載すべきとされている。</p> <p>一方、県総合管理計画では「和歌山県が所有する公共建築物については、安全性を確保した上で、単年度 100 億円を超えないことを目標とし、財政負担の抑制に取り組みます。」とされているが、単年度 100 億円という数値目標の根拠が不明である他、財源の内訳については明記されていない。</p> <p>そのため、県の中長期的な財政計画を踏まえた上で、公共施設等に要する経費として充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等を明らかにした上で、公共施設の適正規模についての検討を実施する必要がある。</p>
意見②	公共施設等の現況と将来の見通し	<p>&lt;部分更新の積み残し分の解消&gt;</p> <p>県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの集計によれば、令和 3 年度時点で部分更新の積み残しが 280.45 億円に上っている。これに対し、公共建築物に係る将来の予防保全や大規模改修等による支出が毎年数十億円以上と見込まれる中、単年度での予算規模を 100 億円以内に抑えるため、積み残し分は令和 4 年度以降年間 8 億円分を平準化して対応することとされており、単純計算では令和 38 年度ようやく積み残し分が解消される見通しとなっている。</p> <p>しかしながら、こうした対応では解消までに数十年を要することとなり、老朽化が進む県有施設の安全性や機能性の確保という観点から、憂慮すべき状況であるといえる。</p> <p>については、単年度の予算枠にとらわれることなく、中長期的な視点に立った更新投資の適正化を図ることが望ましい。</p>
指摘②	総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<p>&lt;公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標の検討&gt;</p> <p>今後さらなる少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会の到来が避けられない状況であることから、限られた予算の中で過去建設した公共施設全てを維持することは困難であると考えられる。そのため、県民が必要とする行政サービスを確保することを前提としながら、人口減少社会であることを考慮した公共施設の適正規模を検討し、公共施設のスリム化に向けた取り組みを早急に進める必要がある。</p> <p>総務省指針においても、行政サービス水準の検討および数値目標の記載が望ましいとされているが、県総合管理計画において当該記載は見られない。</p> <p>なお、県総合管理計画では、「2 具体的な取組に関する実施</p>

		<p>方針（7）統合や廃止の推進方針」として「公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。」とされているため、令和元年度までに全公共施設の施設アセスメントを実施し、将来の在り方について検討・検証を行っているが、アセスメント結果を踏まえて、公共施設のスリム化に向けた全庁的な議論も必要であると考えます。</p> <p>和歌山県は全国平均を上回るスピードで人口減少が進行していることから、公共施設の適正規模および公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標について検討し、取り組みを速やかに実施する必要がある。</p>
意見③	総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<p>&lt;定期的な施設アセスメントの実施&gt;</p> <p>令和元年度に実施した施設アセスメントにおいて、全ての公共建築物についての施設の方向性（維持、移転・集約、廃止）や建物終期のほか、担当所属に対する条件付けが示されている。また「工程表」によると、令和4年度から令和8年度まで施設アセスメントの定期実施を行うこととされている。</p> <p>しかし令和元年度以降、全庁的な施設アセスメントは実施されておらず、またアセスメントによる施設の方向性を踏まえたその後の検討状況を把握する、全庁的なフォローアップ体制が取られていない。</p> <p>前回の施設アセスメントから6年が経過し、人口減少や施設の老朽化等がさらに進んでいるなど公共施設を取り巻く環境が変化していることから、定期的な施設アセスメントを実施するような体制の構築を図ることが望ましい。</p>
意見④	総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<p>&lt;施設所管課へのサポート体制の構築&gt;</p> <p>県総合管理計画の「2 具体的な取り組みに関する実施方針」のうち、点検・診断等の実施方針として、「施設管理者に対する技術的助言や研修会の実施等により、施設管理者の点検・診断等のスキル向上に努めます」とされているが、これまでに施設管理者に対する研修会の開催実績等は確認できなかった。</p> <p>この他、具体的な取り組みに関する実施方針に記載されている事項は大半が施設所管課任せとなっており、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）から施設所管課に具体的な実施方法等が示されておらず、また実施方針に基づく取組が有効に実施されているか管財課で把握していなかった。</p> <p>本計画で掲げている具体的な取り組みが実施されないと、本計画の目的が達成されないことから、施設所管課が取り組みを実行できるようなサポート体制を構築することが望ましい。</p>
意見⑦	総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<p>&lt;PDCAサイクルの推進方針&gt;</p> <p>総務省指針において、総合管理計画に「PDCAサイクルの推進方針」について記載すべきとされている。またPDCAサイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいとされている。</p> <p>県総合管理計画においては「副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行う</p>

		<p>ものとしす」とされているが、PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法については記載されていない。また、実際に総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画の見直しも十分に行われていないことから、PDCA サイクルの推進方針を明確にし、PDCA サイクルが円滑に回るような体制・取り組みを検討することが望ましい。</p>
意見⑧	総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	<p>&lt;部局横断的な会議体における進捗状況の把握&gt;</p> <p>県総合管理計画の「2 具体的な取り組みに関する実施方針」によると、「本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとしす。」とされているが、行財政改革推進本部において本計画に関する議題を取り扱った実績は、本計画策定時（平成28年10月）、施設アセスメントの評価内容について（令和元年6月）、計画改訂時（令和2年5月・通知のみ）のみとなっているほか、また同本部は令和7年3月末で廃止されている。</p> <p>本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、部局横断的な会議体において定期的に進捗状況を把握し、適宜見直しを行うような体制整備を図ることが望ましい。</p>
意見⑩	全庁的な推進体制及び情報管理	<p>&lt;財産活用統括部門（管財課）の体制整備&gt;</p> <p>県総合管理計画において、各公共施設等の管理情報は財産活用統括部門である管財課に集約し、当該管理情報を基に総合的な見地から公共施設等の長寿命化や有効活用の推進を図るものとし、必要に応じて各施設管理者に対して保全計画等の見直しを働きかけるものとされているなど、管財課が重要な役割を担っている。</p> <p>しかし、管財課において県総合管理計画を管理する担当者は1名のみであり、計画に記載された取組の多くが施設所管課等の他課に委ねられている。</p> <p>管財課に期待される役割を十分に果たすため、現在行われている県総合管理計画の見直しと併せ、管財課・関連各課がそれぞれ果たすべき役割について整理するとともに、県総合管理計画が今後着実に推進される体制整備を図ることが望ましい。</p>
意見⑪	施設の運営状況について	<p>&lt;受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直し&gt;</p> <p>県立体育館および県立武道館の利用料金については、県内類似施設や近隣他府県の相場を参考に設定されており、相対的に著しく低い水準とはいえないものの、施設の維持管理・運営に要するコストを踏まえた料金設定の検討が十分に行われていない状況である。</p> <p>さらに、現在の料金体系では施設の維持管理・運営に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設の修繕等に必要な財源の確保が困難となるおそれがある。</p> <p>公共スポーツ施設は、当該施設でスポーツイベント等が開催</p>

		<p>されることにより、地域住民の健康の維持、QOL 向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから県の一般財源によって一定程度負担することに合理性はあるものの、一般的に公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要するコストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。</p> <p>特に近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設の運営のために、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを算出し、各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の見直しにあたっては利用者への影響も考慮し、減免制度の活用や利用頻度に応じた料金体系の導入など、柔軟な対応策をあわせて検討することが望ましい。</p>
意見⑭	県総合管理計画に基づく取組状況	<p>&lt;個別施設計画に基づく更新・修繕の対応&gt;</p> <p>県立体育館・県立武道館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。</p> <p>本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。</p> <p>工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。</p> <p>一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。</p>
意見⑮	施設の KPI 設定	<p>&lt;EBPM に基づく政策立案に向けた KPI の設定&gt;</p> <p>和歌山県では、総合計画のもと政策分野ごとに個別計画を策</p>

		<p>定しており、スポーツ政策に関しては「和歌山県スポーツ推進計画」において、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりや、競技力の向上などの目標を掲げている。</p> <p>しかし、現状では県立体育館・県立武道館において、県の政策目標を達成するための KPI が十分に設定されておらず、施設運営が県の政策目標にどの程度貢献できているのか明確でない。</p> <p>一般的に政策目標を達成するためには、目的や論理を明確化し、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましいとされる。</p> <p>したがって、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な運営を両立させるためにも、政策目標に対応した KPI を設定し、定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。</p>
指摘③	施設の財務事務	<p>&lt;使用料減免対象者にかかる証明書類の確認&gt;</p> <p>県立体育館では、「和歌山県立体育館及び武道館管理業務取扱要綱」に基づき、障害者や学生等に対して使用料の減免制度を設けている。</p> <p>しかし、本監査において、減免対象者が施設利用に係る使用料を支払う際、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を求めておらず、窓口職員による確認がなされないまま利用を許可していることが判明した。減免制度は、社会的配慮を目的とする重要な制度ではあるが、その運用には公平性・透明性を確保することが不可欠である。減免制度利用者の証明書類確認を怠っている現状は、制度の信頼性を損なうとともに不正利用の防止策として不十分である。</p> <p>よって、施設利用に係る使用料の支払の際、窓口において減免を受けようとする者に対しては、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を必須とし、窓口職員による確認を徹底する必要がある。</p>
指摘④	県総合管理計画に基づく取組状況	<p>&lt;施設カルテの定期的な更新&gt;</p> <p>県立武道館は、平成 28 年度に実施された施設アセスメントにおいて、施設の老朽化により建物性能やニーズ・効率性の低下が見られたため、施設の存廃等も含め在り方について議論がなされ、現在に至るまで「施設は維持するものの、大規模修繕が生じた時点で施設の在り方を改めて検討する」との方針のもと施設運営が行われている。</p> <p>前回の施設アセスメントから 9 年が経過し、物価・賃金等の上昇や人口減少に伴う公共施設の維持管理に係る財政負担増など県立武道館に限らず公共施設を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、9 年間同一の評価結果を前提として施設運営や施設の在り方を検討することは、実態と乖離する恐れがある。</p> <p>維持管理費用の動向や利用者需要の変化等を適切に把握するため、施設アセスメントに必要な施設カルテの定期的な更新を行うとともに、低評価のついた公共施設については施設カルテの内容を一定期間ごとに再評価するような、定期的に施設運営</p>

		の在り方を見直す体制を構築することが必要である。
意見⑳	施設の運営状況	<p>&lt;施設の設置目的および運営コスト等を踏まえた料金体系の検討&gt;</p> <p>県立近代美術館および県立博物館の入館料については、「和歌山県使用料及び手数料条例」において、施設ごとに上限額が定められており、当該上限額は特別展の入館料も含めた制度的な枠組みとして位置付けられている。もっとも、現行の一般入館料として設定されている金額は、県立近代美術館で400円、県立博物館で310円に設定されている。</p> <p>令和6年度の両施設の施設料年間収入は県立近代美術館で8,409,329円、県立博物館で5,690,112円であり、実際に発生する運営コストは県立近代美術館で373,723,680円(博物館との共通コストを含む)、県立博物館で91,451,045円(県立近代美術館との共通コストを除く)となっている。これら両施設の施設料年間収入と、運営コストを合算して算出した運営コスト負担率は、約3.03%にとどまっている。</p> <p>県立近代美術館および県立博物館は文化資源の保存や研究・教育普及活動を行う文化施設として公共性があることから、全ての運営コストを受益者負担にすべきではなく、県の一般財源によって運営コストを負担することに合理性はある。</p> <p>一方で、県立近代美術館および県立博物館の入館料は、施設を利用する者と利用しない者の間でコスト負担の公平化にも配慮すべきであり、施設運営費の確保と県財政への影響の観点から、一定程度の受益者負担を求めることも必要である。</p> <p>近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設運営のために、施設運営により発生するコストの積算を実施した上で、県立近代美術館および県立博物館の設置目的や各施設の運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態などの状況を総合的に勘案した適正な入館料の算定を実施し、県民と県外の来館者で異なる料金設定とし、県外来館者からは相対的に高い料金設定とするといった料金改定について継続的に検討することが望ましい。</p>
意見㉑	施設の運営状況	<p>&lt;無料対象者の再検討および無料入館日の頻度等の適正化&gt;</p> <p>県立近代美術館及び県立博物館では、有料入館者の割合が令和6年度時点でそれぞれ28.80%、23.68%と、全国平均(64.4%)と比較して低い水準にある。</p> <p>この背景として、(1)高齢者や高校生以下をはじめとした入館料の無料対象者が多いこと、(2)無料入館日の設定が多く、無料日入館者数が総入館者数の一定割合を占めていることが指摘される。その結果、入館者数が増加しても入館料収入の増加につながらず、運営コストの一般財源への依存度が高いままの状況が認められる。</p> <p>持続可能な運営や県財政負担の軽減の観点からは、受益者負担の適正化に向けた見直しが必要と考えられる。については、教育的配慮を前提としつつも小中高生の入館料を無料から少額負担とするといった無料対象者の範囲の再検討、無料開放日の頻度・時期の適正化、さらには再訪率向上のための施策など、有</p>

		料入館者割合の改善につながる運営戦略の策定について検討することが望ましい。
意見⑳	県総合管理計画に基づく取組状況	<p>&lt;保全・修繕工事の予算要求・査定における技術的専門家の関与&gt;</p> <p>和歌山県公共施設等総合管理計画では、「総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の中で、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。</p> <p>一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求は、所管課の事務職員が行う施設の状態評価、修繕の優先順位付けに基づいており、技術的専門家からの助言は行われていない状況にある。</p> <p>本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務であり、専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した予算編成とならないおそれがある。</p> <p>したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。</p>
意見㉑	施設の KPI 設定	<p>&lt;EBPM に基づく政策立案に向けた KPI の設定&gt;</p> <p>県立近代美術館及び県立博物館では、両施設の必要性を検証するための具体的な目標や KPI が設定されていなかった。平成 25 年度から全ての県立博物館施設で博物館評価制度が実施され、年度初めに目標・指標を設定することとされているが、施設運営の際はこれらの目標を KPI として利用しておらず、また、両施設の効果的な運営に資する目標設定となっていなかった。</p> <p>施設の政策目標を達成するためには、政策の目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する、EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましい。</p> <p>また、KPI は設置目的や政策目標を達成するにあたって、その取組みに関する進捗状況を定量的に把握するための指標であり、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方の検討に資するものである。</p> <p>したがって、両施設の必要性や役割・機能を明確にし、施設を維持・統合・廃止・集約・複合化の意思決定を行う際に有効活用していくために、KPI を設定することが望ましい。</p>
指摘㉒	施設の財務事務	<p>&lt;固定資産台帳への登録の精緻化&gt;</p> <p>県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳について、固定資産台帳上に登録されて然るべき資本的支出が、固定資産として一切計上されておらず、固定資産の網羅性が担保されていない状況であった。</p> <p>また、償却性資産・非償却性資産を区分する登録基準が不明瞭となっている結果、収蔵品によって異なる状況が見受けられ</p>

		<p>る等、正確性の観点からも問題が見受けられたほか、個々の設備の取替更新が行われる場合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できないといった状況が見受けられた。</p> <p>個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の保全計画策定及び施設の管理運営するために固定資産台帳への登録については精緻化を図ることが望ましい。</p>
指摘⑥	施設の財務事務	<p>&lt;備品の現物確認&gt;</p> <p>県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に棚卸が実施されている。</p> <p>一方、確認対象が新規取得備品に限定されているため、過年度に取得された備品については、備品台帳に登録されている資産の存在性を確認する仕組みが整備されていない。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。</p> <p>例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施し、備品台帳との突合を実施する必要がある。</p>
指摘⑦	施設の財務事務	<p>&lt;改修工事等における競争性の確保&gt;</p> <p>近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、著作者の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。</p> <p>本監査の実施にあたって、随意契約により発注している発注者支援業務および監修業務の実施状況について確認したところ、仕様書の業務内容と乖離が発生している業務や、建築物の意匠と関係が薄い業務（既設設備の現状調査や概算工事費の算出等）が含まれていることが判明した。</p> <p>建物の意匠を守ることは重要である一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、その必要性およびその業務内容を十分に精査し、可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。</p>